

IASB—最終公表 IFRS 第1号修正 「深刻な超インフレーション」及び 2年間を振り返って

IASB 客員研究員 (ASBJ 専門研究員) ますやま としかず
増山 俊和

I. はじめに

筆者は2009年2月から2年の予定で国際会計基準審議会 (IASB) へ客員研究員として出向し、国際財務報告基準 (IFRS) の基準開発に従事している。

筆者がスタッフとして携わった IFRS 第1号修正「深刻な超インフレーション」が2010年12月に最終公表されたので、本稿では公開草案からの変更点を中心に簡単にご紹介するとともに、2011年1月をもって IASB での出向期間が満了するため、簡単に IASB での2年間の活動を振り返ってみたい。なお、意見にわたる部分は筆者の私見である。

なお、帰国後は本来の出向元へ帰任するまでの半年間につき、企業会計基準委員会 (ASBJ) において業務を行う予定である。

II. 公開草案及び寄せられたコメントの概略

IASB は、2010年9月末に公開草案「深刻な超インフレーション」(以下「公開草案」という。)を公表し、2010年11月末までコメントを募集した。

公開草案は、過去に深刻な超インフレーション

により IFRS に準拠した財務諸表が作成できなかった企業が、その後の状況変化により深刻な超インフレーションを脱した場合に IFRS 第1号「IFRS の初度適用」を利用して IFRS に準拠した財務諸表を作成するための、例外規定を提供している。

公開草案では、企業が(1)機能通貨におけるすべての企業の取引及び残高について信頼できる一般物価指数が既に利用可能でない場合及び(2)機能通貨と他の安定的な外国通貨との交換可能性が既に存在しない場合、企業が深刻なインフレーション下にあるとし、その後、企業が上記の条件を満たさなくなった場合に、IFRS 第1号「IFRS の初度適用」を適用する場合に、企業は開始貸借対照表において資産及び負債を公正価値で評価し、みなし原価として使用することができるようになるというものである。

コメントの募集期間中に28件のコメントが IASB に寄せられ、すべてのコメントが公開草案での提案に賛同するものであったが、いくつか改善すべき点が指摘された。その主だったものを挙げると以下のとおりである。

(1) 例外規定の範囲

公開草案では、IFRS 第1号を適用する際の移行日が、深刻な超インフレーションを脱した日(機能通貨正常化日)ないしはそれ以降の場

合に例外規定を利用できるとしている。この点に対し、企業が機能通貨正常化日から、相当程度長い期間（例えば10年以上）後にIFRS第1号を適用する場合、多くの資産・負債は深刻な超インフレーション後に取得していることが想定されるが、この場合も例外規定を適用できるか、ないしは適用が強制されるのか否か。

(2) IFRS移行日と比較情報

公開草案では、機能通貨正常化日が企業の通常の財務年度の開始日と異なる場合であっても、企業は機能通貨正常化日をIFRS移行日とすることができる。

この場合、企業の初年度の財務諸表が1年に満たないことが考えられ、年度の比較ができなくなる。この取扱いが認められるのか、もしくは12か月の比較情報を担保するために、IFRS移行日は企業の財務年度の開始日に合わせなければならないのか。

III. 公開草案からの修正事項

上記のコメントに対応して、2010年12月20日に公表されたIFRS第1号修正では、以下の点が明確にされ、また公開草案では明記されていなかった適用時期も明確にされている。

- (1) 例外規定を適用できる資産及び負債は、企業が機能通貨正常化日以前に保有していたものに限られる。
- (2) 機能通貨正常化日によっては、IAS第1号「財務諸表の表示」で求められている財務情報が満たされている場合、比較財務情報は12か月以下であってもよい。
- (3) 適用は2011年7月1日以降に開始する会計年度からであり、早期適用が認められる。

IV. 2年間を振り返り

2009年2月にIASBへ派遣研究員として着任し、主に1年目は連結プロジェクトのメンバーとして活動した。派遣当初は2008年12月にIASBより公表されていた公開草案第10号「連結財務諸表」のコメントレーター分析を行った。その後は主に連結財務諸表の開示関係の検討に携わった。

2年目は、主に解釈指針委員会（Interpretations Committee）の事案に携わり、様々な基準の問題点について取り扱うこととなった。主だったものを挙げると、IFRS第1号「IFRSの初度適用」、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」、IAS第36号「資産の減損」等である。

このように、1年目はMOUプロジェクトの1つである連結基準に専念し、2年目は解釈指針委員会のスタッフとして様々な基準に触れることができ、非常に広範囲にIASBの業務を経験することができた。

連結のコメント分析では、筆者が主に開示を担当していたこともあり、投資家の意見を重視するIASBの基本的な姿勢を直に体験することができた。

解釈指針委員会での業務では、先に述べたIFRS第1号の修正に事案認識の当初から最終的な基準公表まで担当することができた。1例ではあるものの基準公表のプロセスのすべてを一貫して担当することができたことは今後ASBJでの業務に生かすことができるものと考えている。

V. 最後に

昨年度の年次改善と共に、上記の基準修正に直接携わることができ、IASBでの2年間の成果を形として残すことができたことは筆者にとって非常に喜びである。

筆者は冒頭に記したとおり、2月に帰国しその後はASBJで業務を行う予定である。

今後は、IASBでの経験を日本での基準設定業務に生かせるよう専心したいと考えている。